

各都道府県産婦人科医会会長 殿

この度、日本産婦人科医会は、福島県産婦人科医会 幡研一会長より、福島県の妊産婦に対する平成 24 年度県民健康管理調査「妊産婦に関する調査」の実施にあたっての協力依頼を受け取りました。

この調査の趣旨は、平成 23 年 3 月に発生した福島県第一原子力発電所事故の健康への調査を平成 23 年度に引き続き、行うことであります。

具体的には、平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までに、福島県内で母子健康手帳を交付された妊産婦の方で、福島県内で分娩をされる方だけでなく、福島県に住民票を残しておられても、福島県外に居住されておられる方も、調査対象となります。

そこで、各都道府県産婦人科医会の会員の分娩施設にご連絡いただき、それぞれの分娩施設で、上記対象となる妊産婦の方がおられましたら、本調査の存在をお示しいただき、福島県立医科大学の専用窓口をお教えいただくことです。ご協力をお願いしていただきたく存じます。

なお、詳細は別添の文書によりご確認願います。

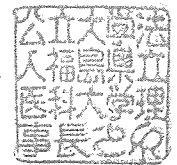
よろしくお願いいたします。

平成 24 年 12 月 28 日
日本産婦人科医会
会長 木下勝之

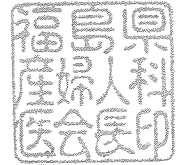
平成 24 年 12 月吉日

日本産婦人科医会 会長 木下 勝之様

福島県立医科大学理事長 菊地 臣一



福島県産婦人科医会会長 幡 研一



福島県産科婦人科学会会長 藤森 敬也



福島県の妊産婦様に対する平成 24 年度 県民健康管理調査
「妊産婦に関する調査」の実施にあたってのご協力依頼

謹啓

初冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、福島県から移動・避難された妊産婦のご診療に対し、格段のご協力、ご理解をいただき感謝申し上げます。さらに、昨年度の平成 23 年度 県民健康管理調査「妊産婦に関する調査」へのご協力に対しまして心よりお礼申し上げます。

平成 23 年度、福島県では、福島県立医科大学（以下、「医大」）を実施主体として、県民の継続的な健康見守りの取り組みの一つとして、「妊産婦に関する調査」を行いました。多くの妊産婦様からご回答をいただき、福島県で子どもを産み育てようとする妊産婦が様々な心配ごとを抱えている現状が垣間見えました。このような妊産婦の心身の健康や育児に対する不安に対し、専門の助産師・保健師等による電話支援を行ってまいりました。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故から 1 年以上が経過した現在もなお、福島県で子どもを産み育てていくことに不安を持っている妊産婦の方々は多数おられ、県外へ移動・避難されている方もまだ多数いらっしゃいます。そこで医大では、昨年度同様、「妊産婦に関する調査」を継続して実施することで、福島で子どもを産み育てようとする妊産婦の方々の現状やご意見・ご要望等を詳しく伺い、これからの福島県のよりよい産科医療及び母児支援体制を提供できるように活かしていきたいと考えております。

しかしながら、各自治体や医療機関も妊産婦の移動状況のすべては把握できておりません。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、『福島県より移動・避難されて対象となられる妊産婦の方々に対しまして、下記、「妊産婦に関する調査」専用相談窓口にご連絡いただき、調査にご協力いただけるよう』、会員の皆様に対する別紙文書を、貴会ホームページにてご周知いただけましたら幸いです。

本調査の対象となる妊産婦の方々は、平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までに、福島県内の市町村から母子健康手帳の交付を受けた方（及び同期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方であっても、福島県内に転入又は滞在して、福島県内で妊産婦健診を受けたり分娩した方（いわゆる里帰りをした方））としています。また、同期間内に母子手帳の交付を受けた方で、福島県に住民票を残したまま県外に住んでいらっしゃる方も対象となります。

対象となられました妊産婦の方々への対応に関しましては、貴会会員の皆様へのご負担が大きくなりませんよう、妊産婦専用の相談窓口で対処いたします。

末筆ながら、貴会および貴会会員の皆様のますますのご発展、ご健勝を御祈念申し上げ、略儀ながら書中をもちましてご依頼申し上げます。

敬具

「福島県民の妊産婦」をご診察された場合の妊産婦様からの連絡先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

「妊産婦に関する調査」専用相談窓口：024-549-5180

(9:00~17:00 (12/29~1/3、土日祝日を除く))

ホームページ <http://fukushima-mimamori.jp/>

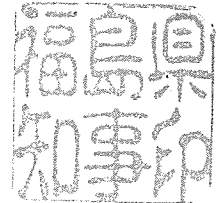


24健第6018号

平成24年12月20日

日本産婦人科医会 会長 様

福島県知事



福島県「県民健康管理調査」(妊産婦に関する調査)について(依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

また、昨年度、実施しました県民健康管理調査「妊産婦に関する調査」に対しましても御協力をいただき心よりお礼申し上げます。

「妊産婦に関する調査」は、県民のみなさまの健康を見守る取組の一つとして実施しており、平成24年度は、平成23年8月1日から24年7月31日の間に母子健康手帳を交付された者を対象として実施することとしております。

つきましては、当該調査の趣旨を御理解いただき、御協力、御支援くださいますようお願いいたします。

なお、本調査は、公立大学法人福島県立医科大学を実施主体として、福島県が委託して実施しております。実施主体である福島県立医科大学からあらためて御相談、御依頼申し上げることとなりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

〔 事務担当：保健福祉部健康管理調査室（福島県立医科大学駐在）
主幹 黒澤 電話 024-547-1735 〕

平成 24 年 12 月吉日

日本産婦人科医会 会員各位

福島県立医科大学理事長 菊地 臣一



福島県産婦人科医会会長 幡 研一



福島県産科婦人科学会会長 藤森 敬也



福島県の妊産婦様に対する平成 24 年度 県民健康管理調査
「妊産婦に関する調査」の実施にあたってのご協力依頼

謹啓

初冬の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、福島県から移動・避難された妊産婦のご診療に対し、格段のご協力、ご理解をいただき感謝申し上げます。さらに、昨年度の平成 23 年度 県民健康管理調査「妊産婦に関する調査」へのご協力に対しまして心よりお礼申し上げます。

平成 23 年度、福島県では、福島県立医科大学（以下、「医大」）を実施主体として、県民の継続的な健康見守りの取り組みの一つとして、「妊産婦に関する調査」を行いました。多くの妊産婦様からご回答をいただき、福島県で子どもを産み育てようとする妊産婦が様々な心配ごとを抱えている現状が垣間見えました。このような妊産婦の心身の健康や育児に対する不安に対し、専門の助産師・保健師等による電話支援を行ってまいりました。

東京電力(株)福島第一原子力発電所事故から 1 年以上が経過した現在もなお、福島県で子どもを産み育てていくことに不安を持っている妊産婦の方々は多数おられ、県外へ移動・避難されている方もまだ多数いらっしゃいます。そこで医大では、昨年度同様、「妊産婦に関する調査」を継続して実施することで、福島で子どもを産み育てようとする妊産婦の方々の現状やご意見・ご要望等を詳しく伺い、これからの福島県のよりよい産科医療及び母児支援体制を提供できるように活かしていきたいと考えております。

しかしながら、各自治体や医療機関も妊産婦の移動状況のすべては把握できておりません。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、『福島県より移動・避難されて対象となられる妊産婦の方々に対しまして、下記、「妊産婦に関する調査」専用相談窓口にご連絡いただき、調査にご協力いただけるよう』、ご周知いただけましたら幸いです。

本調査の対象となる妊産婦の方々は、平成 23 年 8 月 1 日から平成 24 年 7 月 31 日までに、福島県内の市町村から母子健康手帳の交付を受けた方（及び同期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方であっても、福島県内に転入又は滞在して、福島県内で妊産婦健診を受けたり分娩した方（いわゆる里帰りをした方））としています。また、同期間内に母子手帳の交付を受けた方で、福島県に住民票を残したまま県外に住んでいらっしゃる方も対象となります。

対象となられました妊産婦の方々への対応に関しましては、先生へのご負担が大きくならないよう、妊産婦専用の相談窓口で対処いたします。

末筆ながら、先生のますますのご発展、ご健勝を御祈念申し上げ、略儀ながら書中をもちましてご依頼申し上げます。

敬具

「福島県民の妊産婦」をご診察された場合の妊産婦様からの連絡先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

「妊産婦に関する調査」専用相談窓口：024-549-5180

(9:00~17:00 (12/29~1/3、土日祝日を除く))

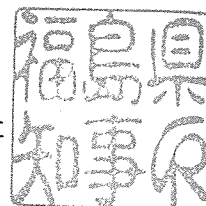
ホームページ <http://fukushima-mimamori.jp/>

24健第6018号

平成24年12月20日

日本産婦人科医会 会員 様

福島県知事



福島県「県民健康管理調査」(妊産婦に関する調査)について(依頼)

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

また、昨年度、実施しました県民健康管理調査「妊産婦に関する調査」に対しましても御協力をいただき心よりお礼申し上げます。

「妊産婦に関する調査」は、県民のみなさまの健康を見守る取組の一つとして実施しており、平成24年度は、平成23年8月1日から24年7月31日の間に母子健康手帳を交付された者を対象として実施することとしております。

つきましては、当該調査の趣旨を御理解いただき、御協力、御支援くださいますようお願いいたします。

なお、本調査は、公立大学法人福島県立医科大学を実施主体として、福島県が委託して実施しております。実施主体である福島県立医科大学からあらためて御相談、御依頼申し上げることとなりますので、特段の御配慮をお願いいたします。

〔 事務担当：保健福祉部健康管理調査室（福島県立医科大学駐在）
主幹 黒澤 電話 024-547-1735 〕

福島県の妊産婦のみなさん、体調はいかがでしょう

福島県の委託を受け福島県立医科大学では、県民健康管理調査の詳細調査の一環として、妊産婦の方々への「妊産婦に関する調査」を実施しております。

この調査票は、

- ① 平成23年8月1日から平成24年7月31日までに福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方
- ② 上記①の期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方の中で、福島県内で妊産婦健診を受けた方、分娩（いわゆる里帰り出産）された方で申し出のあった方にお送りしております。

妊産婦の方々にすこしでも安心して福島で生活していただくために、ご自身や赤ちゃんの健康管理のお手伝いをさせていただき、回答内容を今後の福島の母児支援体制の整備に繋げていきたい。という思いでこの調査を実施しております。

- ◇ 妊娠、出産、育児等に関して、ご相談がございましたら、遠慮なくご連絡下さい。助産師、保健師等が対応させていただくことに加え、専門的なご質問には、医師が対応致します。
- ◇ 調査票の最後には、自由記載欄が設けてあります。ご意見、ご要望を含め、ご自身の体調や赤ちゃんのことなどご記入いただき、皆様の生の声をお聞かせ下さい。
- ◇ 調査票をご返送いただいた後には、回答内容にもとづいて、助産師、保健師等から連絡させていただく場合がございます。

ご返送に関するお願い

ご出産された方は1ヶ月健診を受け、お子様の様子をご記入後にご返送下さい。

基本調査問診票の提出はお済みでしょうか？

基本調査は、各個人が受けた外部被ばく線量を把握し、皆様方の健康を長期にわたり見守るための基礎資料となる大切なものです。詳細に行動記録を確認し「外部被ばく線量」を推計し、その結果を皆様一人一人にお知らせいたします。是非ご記入の上ご返送下さい。



【お問い合わせ先】

◆ 「妊産婦に関する調査」専用お問い合わせ先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話番号 024-549-5180（9:00～17:00（12/29～1/3、土日祝日を除く））